

第31回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年4月5日（火）14:00～15:04
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、岡素之（議長）、佐久間総一郎、松村敏弘
 - （政府）松永内閣審議官
 - （事務局）刀禰規制改革推進室次長、渡邊参事官、永山企画官
 - （一般社団法人民泊協会）高橋代表理事、尾崎氏
 - （警察庁）生活安全局保安課 小柳課長
生活安全局保安課風俗環境対策室 阿久津室長
4. 議題：
 - （開会）
 1. 関係団体からのヒアリング
「民泊サービスについて」
 2. 警察庁からのヒアリング
「風営法規制の見直しについて」
 - （閉会）
5. 議事概要：

渡邊参事官 定刻となりましたので、規制改革会議第31回地域活性化ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、所用によりまして、翁委員と長谷川委員は御欠席でございます。本日、岡議長にも御出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして安念座長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

安念座長 どうもありがとうございます。座長の安念と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様及び関係者の皆様方におかれましては、御多用の中御参集をいただきまして誠にありがとうございます。また、議長にも御臨席いただきまして本当にありがとうございます。

本日は、民泊サービスと風営法規制の見直しを議題といたしまして、それぞれ一般社団法人民泊協会さん及び警察庁さんからヒアリングを行います。いつものとおりでございます。

すが、委員各位には活発に御議論をいただきますようお願いをいたします。どうもありがとうございます。

渡邊参事官 ありがとうございます。

それでは、報道の皆様には御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

渡邊参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては議事録を公開することとなっておりますので御了承願います。

それでは、以後の進行は安念座長をお願いしたいと思います。よろしく願います。

安念座長 それでは、議題1の民泊サービスに入ります。本日は3月14日の公開ディスカッションの場で御発言をいただきました一般社団法人民泊協会さんからヒアリングを行いたいと思います。

同協会の高橋代表理事から資料1に基づいて御説明をお願いいたします。

一般社団法人民泊協会(高橋代表理事) 一般社団法人民泊協会の代表理事を務める高橋延明と申します。

まずお手元の資料1について、目次から御説明をさせていただきます。

最初に民泊協会の「協会概要」について。

2番目に「中間整理への意見概要」をまとめたことについて述べます。

3番目に「中間整理への3つの問題提起」について述べます。

4番目に「民泊サービスのガイドライン」を考えたので、こちらについて提案をします。

5番目に実際の法整備、民泊の規制緩和が行われていく中での本協会が取り組めることについて述べさせていただきます。

3ページ目の「1.協会概要 - (1)基本情報-」について述べさせていただきます。

まず、本協会の理念は、民泊協会は、安心・安全な民泊の普及を推進し地域経済、日本経済の発展に寄与することを目的に設立をしました。

協会の会員構成といたしましては、正会員の方は、旅館業及び特区民泊の許認可を取得した者たちで構成をし、準会員は、新たに旅館業及び特区民泊の許認可取得を目指す者で構成されております。最後に、賛助会員という形で、当協会の理念・趣旨に賛同する民泊関連事業法人及び団体の方たちも所属をしております。

こちらに書いてある会員数は57名となっておりますが、1週間ほど前に出した数字でありまして、今のところ会員数が増加しており80名ほどになっていると聞いております。

4ページに進みます。「1.協会概要 - (2)活動概要-」についてです。

まず初めに、私たちは民泊施設及び事業者の質の向上を目的に活動しております。

次に、民泊事業者が情報を正しく収集し、あるいは良いものがきちんと情報発信が行えるように、ホームページやSNSを活用して情報配信、収集活動を行っております。

3番目に、民泊に関わる調査研究、アンケートや、実態に関わる部分のデータの収集を実施しております。

4番目に、交流と連携を推進し、旅館業者やその他清掃も含め、各団体との積極的な交流や連携を図り、地域や社会と共存共栄できる環境作りを推進しております。

5番目に、地域経済の活性化についてです。民泊の特徴である空き家の活用しかり地域に眠っている日本の資産や資源を生かすことで、海外に地域の魅力をアピールする活動を行っていきます。

5ページに進みます。こちらに「2. 中間整理への意見概要」をまとめて述べさせていただきます。

最初に、電球マークのあるところで「意見の背景」について述べさせていただきます。

先ほど御紹介のあったとおり、本協会は公開ディスカッションの質問から始まり、民泊サービスの実態をよく知るサービス提供者の意見を聞いていただきたい、実態をよく知る方たちの声を届けたいというところから活動が始まりました。

次に「意見の目的」について述べます。

適切なルール作りにおいて実態の把握、現状把握は絶対に欠かせません。民泊サービスはプラットフォーマー、私たちサービス提供者、サービス利用者の3者から構成されるものになります。その中でも私たちサービス提供者は民泊の実態に最も近く、現状を把握しており、それらの視点、観点というものが諸問題の解決につながると考えております。

3つ目に「意見と本協会の立ち位置」についてです。

本協会は、旅館業と特区民泊の許可事業者を正会員としており、民泊サービスの許可取得の相談も受けています。本協会は、サービス提供者の実態に最も精通し、サービス提供者の意見を代弁する業界団体であります。

左の方に移ります。私たちは中間整理で行われている民泊サービスの定義が本質を捉えられていないように感じております。そこで、本協会は民泊サービスを以下のように定義しました。

ここで言う民泊サービスとは、民泊サービスというものを指すわけではなく、今、行われている規制緩和において安全性が担保され、規制緩和が行われるべきだと思う民泊サービスを指しております。具体的にはサービス提供者とサービス利用者のコミュニケーションと相互の評価によって成立する新たな宿泊形態だと考えております。

「-必要な要件-」としてはサービス提供者とサービス利用者の本人確認機能があり、及び相互レビュー機能が搭載されていることが1つ目になります。

2つ目に、サービス提供者が、SNS上でサービス利用者とのコミュニケーションした上で、自身の裁量をもってサービス利用者のリクエストの承認・不承認を決定できることにあります。

3つ目に、問題発生時にはプラットフォーマーが紛争解決に介入を行っていることを挙げさせていただきました。

6ページの「3. 中間整理への三つの問題提起」に移ります。

まず初めの問題提起として「(1) 旅館業法での民泊の許可取得における障壁」があり

ます。

2つ目が「(2) 外部不経済の発生への対策とご提案」。

3つ目が「(3)-a 既存業界との共存共栄」、そして「(3)-b 共存共栄の取り組み例」について述べさせていただきます。

7ページに移りまして「(1)旅館業法での民泊の許可取得における障壁」を4つ挙げさせていただきます。

まず「旅館業の運用上の障壁」としては、帳場不要の通知を条例で否定される可能性があり、現状で帳場があるということは、民泊を行っていく上でコストの面でも問題があります。

次に「都市計画法の用途地域の制限」、正確には建築基準法における用途地域の制限についてです。民泊の醍醐味は暮らすように旅をする体験ですが、その中の限られたエリアでしか行えない現状があります。

次に「消防法における障壁」についてです。民泊を行う上で消防の問題があり、自動火災報知機の設置あるいは誘導灯の設置が求められてきます。ただし、これらは私たちが独断で行えることではなく、共同住宅の場合は管理組合との承認を得る作業であったり、現実的にできない場合が起こり得ます。

次に「各自治体の旅館業施行条例の障壁」です。主要都市である東京都と大阪府では国の要領に従い、1～5名の定員の施設でもトイレの設置数を2つ求められる事例があります。実際に、賃貸あるいはそういった物件を運用するに当たって、トイレを新たに設置するというのは非常に困難な問題であって、これらも実際に旅館業に基づいて運用する障壁となっております。

8ページに進みます。「(2) 外部不経済の発生への対策とご提案」です。

外部不経済の問題の最大の課題としては、近隣住民に対する民泊開始の周知をしていないことであると考えています。具体的な発生原因としては、近隣の生活環境に対して民泊サービスを開始することによって影響を与えるにもかかわらず、報告・連絡・相談をないがしろにするという行為は決して好ましくありません。自分自身の生活環境を変えられたことに対して不安や不信感を抱くことがあります。さらに問題の相談の窓口の所在が明らかになっていない点についても問題です。

そうしたところで私たちが考える対策としては、ごみに関して注意表示を行う、近隣住民への説明、看板または表札に施設名の掲示、緊急連絡先の提示、連絡先での24時間対応、こうしたことで事前にトラブル回避が可能だと考えています。

最後にこちらについて、合法で民泊ができるようになれば皆さん堂々と近隣に対して周知することが可能になり、近隣住民の理解が得られ、トラブルが軽減すると考えております。

9ページに進みます。既存業界、いわゆる旅館業界しかり他の業界団体との共存共栄についてです。

既に旅館業界から民泊業界への参入は始まっております。民泊サービスはサービス提供者と利用者のコミュニケーションによって成り立つ新しい宿泊の形であり、ホスピタリティやサービス品質というものは同様に求められております。

旅館業は、宿泊施設としてそもそもホスピタリティやサービス品質が高い状態で通常行っており、民泊サービスに参入した上でも優位に立つことができるものだと考えております。

10ページでは、旅館業界との共存共栄の取り組み方の事例を挙げさせていただきました。例えば民泊サービスにおいて欠かせない清潔なりネンをキープすることについて、リネン交換や清掃に関して当然旅館、ホテル業界の方がノウハウもありますし、取り組みも既に行っております。

私たちに対して求められていることとして、例えば鍵の受け渡しがいつも対面で行えるとは限らず、場合によっては誰かに代行したいと頼みたいときもあります。そういったことをホテルのフロントで行うこともできますし、手荷物預かりというものはホテルで通常行っていることであり、ただ、私たちは次の兼ね合いであったり、そのときの状態によっては手荷物預かりを断らざるを得ないときがあります。しかし、旅行者の方には手荷物を直前まで預けて旅をしていただきたいという思いもあるので、こういったことも求められております。

次に宿泊帳場についても、必ず対面で行っていくことも限界があり、コストの問題もあるので、旅館、ホテルのフロントで通常のように行ってもらえたら助かるという現状があります。特に宿泊帳場については、先日の百戦錬磨の方の事例でもありましたとおり、既に取り組み自体もなされております。

11ページで「4.民泊サービスのガイドライン」、私たちが考える規制のあり方について述べます。

特区民泊は民泊について日本で初めて考えられた規制であり、最も民泊の実態に沿って作られた規制です。今は中長期的な取り組みとして民泊サービスの実態に沿った抜本的な規制改革が求められております。そこで、特区民泊が持つ良さの部分に着目をし、その障壁を取り除くことで最も良きルールが形成されると仮定し考えました。

12ページに進みます。特区民泊における障壁、障害は何かについて、このページで述べさせていただきます。

まず初めに、現行で実施可能なエリアが、大阪府の一部のエリアや大田区に限られており、少ないことです。

1つ目に特区民泊という制度上の問題があり、指定されている地域自体が少ない点についても問題です。

3つ目に民泊で通常予想される同居型、ホームシェア型というものが不可能な点。賃貸借契約に基づくために同居のスタイルで行えない点についても問題です。

4つ目に6泊7日以上する宿泊客、しかも同じ場所、同じ宿に住む方、泊まり続ける方

がそこまできているかという点についても問題です。

最後に、特区民泊においても消防法の適用は求められ、これらは先ほどと同様にハードルが高いです。

13ページに進みます。「(3) ガイドラインの作成例」です。

上記のように、今まで話した内容のとおり、私たちはホストに対して一定の責任、やるべき規制をかけること、そして規制緩和を行うプラットフォーマーに対しても一定の規制、責任を負ってもらおうといったルール作り、制度を求めています。

14ページに進みます。「5. 法整備までの本協会の取り組み」です。具体的には法整備が行われた後についても、私たち民泊協会として実際にそのルールが施行されるまでの間、あるいは今、この時点でも民泊サービスというものは行われており、そういったものが本当に安心安全に行われ、トラブルが起きず、そういった環境を保全することを目的に、例えば自主的にホスト向けにトラブルが起きないように講習を行うこともそうですし、あるいは右上に書いたとおり、相談窓口を設置することで彼らが困っているトラブル、未然に防げるものを防ぐこと。そして、サービス提供者のために危機管理について述べたり、サービス品質をより上げることだったり、自分たちが積極的に活動することで防げることがあると考えております。

私たちは、民泊の実態を知り、最もそこに関わる業界団体として、私たちにしかできないことがあると思っています。

以上が、民泊サービスのあり方の中間整理に対する意見として私から全容を述べさせていただきました。

ありがとうございました。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションをいたしましょう。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

私から伺いますが、旅館業法あるいは特区の許可、認定を受けておられるということですので、そうすると、みんな基本的には一戸建てのオーナーさんと考えたらよろしいですか。マンションの一室も法律上旅館業法の許可は取れないわけではないですが、現実には考えられないのでそう思ったのですが、そういう理解でよろしゅうございますかね。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） おっしゃるとおりです。戸建ての方たちがやはり許可取得をしやすく、マンション系の方たちは難しいという現実があるので、割合としてはそうなっております。戸建ての方たちが正会員にいらっしゃっても、マンションの方は準会員の方になっているような。

安念座長 そういう意味ですか。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

いかがですか。

それでは、私ばかりで恐縮なのですが、表札を出すというのは、一戸建てであればそれは自分の物ですからいいのですけれども、仮にマンション型でも民泊が一定程度解禁され

たと仮定して、管理組合などとの関係ですけれども、一般的にはドアの外壁の部分は共用部分というふうに整理されていませんでしたか。違いましたか。

私の間違いかもしれません。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 私も、そこについて明確な答えを持っているわけではないのですが、一部のゲストハウス、いわゆる簡易宿所を取得した物件に関しても、緊急連絡先や施設名の掲示というのは求められている事例をお聞きしていただいて、それが現実に求められているのであれば、こちらでも適用できるのではという考えで書かせていただきました。

安念座長 実際の会員の方で、マンションであって、ドアの外壁に、という実例があるということではないのですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） はい。そこはない状態です。

安念座長 分かりました。

特区ですが、あれは賃貸借であるので自分の家は貸せないということですか。というのは、自分の家の一部であっても賃貸借というのは当然成り立つので、私は問題ないと思っていたのですが、違うという御認識ですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） はい。自分たちが同居するスタイルで特区民泊に基づいて運用することはできないです。

理由としては、もう施設一帯まるごとを相手の方に、要は、転賃として貸してしまうという形になるので、そこに私たちが介在することはできないというふうに明確に断られております。

安念座長 それは誰から断られたのですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 大田区でも同様ですし、大阪府のこの間の説明会も、両方とも私は参加してお話をしているのですが。

安念座長 それは条例の根拠条文はこうだからという御説明でしたか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） そこまで詳しくは伺っていないのですが、どちらもアクションとしてそういったことは可能でしょうか、ホームシェアというスタイルでやりたいのですけれども、と言ったときに、できないと答えられております。

安念座長 そうですか。賃貸借という法的構成を取るということは法令上の規定ですけれども、建物の一部についての賃貸借というのは当然成り立ちますので、賃貸借だから1棟、1戸丸ごと貸さなければいけないという答えは少なくとも民法上は全然出てこないのですが、何か事務局はお聞き及びのことはありますか。

私はこの話は初めて聞きました。

渡邊参事官 そこは確認してみます。

安念座長 分かりました。

法的な構成としては奇妙な感じがするのです。

滝座長代理 ちょっといいですか。

安念座長 どうぞ。

滝座長代理 何も知らないものですから。

民泊協会が扱っている数を教えてもらえればと思います。会員の方々が提供している物件とか、ホスト居住で自宅の一部を貸すいわゆるホームステイタイプの物件の数とかです。空き部屋、空き家の物件はそれぞれを使っている状況、あるいは海外居住のホストによる物件の数的なことなども、今の協会に入っておられる実態を勉強させてもらえればと思います。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） まず協会の物件の数についてなのですが、一つ代行会社といわれるような複数の物件を管理しているところを含める含めないで大きく数が変わってくるのですが、仮にそういった既に代行として複数物件を管理している方たちを混ぜるのであれば、およそ600件になります。

その方たちを除いて、あくまでも1人の会員が1つの物件みたいな形で紐付けて考えていくと、およそ100件程度になります。

類型の部分に関してですが、細かくデータが十分に採れているわけではないのですが、現在、会員登録されている方たちの中で海外居住の方たちはほとんどいらっしゃらないです。その中で非居住型か居住型でやっているかの割合については、まだ会員登録をしてもらったばかりで調査段階になります。

安念座長 代行業者さんの関連を除いても会員の方よりも物件数の方が多いようですから、1オーナーで複数物件をお持ちであるということは、その部分についてはお住まいではないということが推定されますね。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） はい。

安念座長 どうぞ。

岡議長 今のお答えの中で600とか100とかの代行というのは、いわゆる民泊のときによく使われる言葉だけれども、プラットフォーム的な存在なのですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） いわゆるメッセージ返信であったり、あるいは清掃部分であったり、このサービスを提供していく中で、どうしても自分自身が仕事の関係であったりとか様々な理由で行えないところをサポートするような会社になります。

安念座長 鍵の受け渡しとかリネンの交換とか、そういうのも代行業者さんの仕事に含まれ得ると理解していますが、それでいいですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） はい。そのとおりです。

岡議長 プラットフォーマーではない。

安念座長 ないです。ですから、むしろホストの仕事を一部代行するということです。

岡議長 ホストの責任も一部負担するということですか。

安念座長 そうです。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 例えばですが、事例としては御高齢の方もしかり、英語対応の部分で困難な部分もしかり、ただ、このサービスを使いたい、要は、コ

コミュニケーションを取ることに楽しみを感じている方もいらっしゃるので、そういった方のサポートをするような会社もあります。

岡議長 いいですか。

安念座長 どうぞ。

岡議長 今の御説明で理解できました。そうすると今、協会で行っているのは600件あって、その600件のうち1人のホストで全部賄っているのは100件ありますと。残りの500件は代行業者を利用してやっています、という理解でよろしいですか。

一般社団法人民泊協会(高橋代表理事) そうですね。いわゆる代行会社が抱えて管理している物件の総数が、例えばおおよそ500件ありますので、その物件に対して協会からアンケートを採ったりとか、そういったことは可能な形であります。

安念座長 いいですか。

その500件については、適法に営業されているかどうかは把握していらっしゃいますか。

一般社団法人民泊協会(高橋代表理事) 現状でその500件については把握はしていないので、あくまでも管理する法人様が協会に加盟してという形になっております。

安念座長 分かりました。それはそうだろうと私も思いました。それは無理な話ですからね。

ほかにいかがですか。

滝さんは先ほどのお答えで大体よろしいですか。

滝座長代理 はい。

佐久間委員 よろしいですか。

安念座長 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 どうも御説明ありがとうございました。

13ページは民泊サービスのガイドラインの作成例ということなのですが、これはこういうルールにしてもらいたいという御提案と理解してよろしいのでしょうか。

一般社団法人民泊協会(高橋代表理事) はい。100%これがというわけではないですが、一つの例として、私たちはこれが望ましいと考えて提出したものになります。

佐久間委員 ありがとうございます。

一軒家の場合はこういうことかと思うのですが、集合住宅の場合に、そもそも民泊に供することができるかどうかというのは、近隣への事前周知をすればいいというものではなくて、それが管理規約上許されているかどうかということだと思うのですが、その辺についての何か御提案というのはあるのでしょうか。

一般社団法人民泊協会(高橋代表理事) ここに具体的に明記はされていないのですが、今、そこについては中間整理で述べられている内容と同様で、転貸許可しかり、そもそも管理規約に反していないということを前提に考えて作っております。

滝座長代理 続きみたいな話ですけれども、今、Airbnbは何万件とやっているではないですか。それらは協会の方で皆取り込んでいくとか、あのような存在に対してはどういう

見解ですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 今回の規制緩和されるべきプラットフォームとしての要件みたいなものを作ったとおり、安全や信頼という部分、安全性を担保できるプラットフォームに私はあってほしいと思っていまして、そういった意味ではAirbnbというプラットフォームは全世界中であれだけの数を提供してトラブルが少ないというのはなぜだろうというところで、今回のプラットフォーム規制の参照にさせていただいております。

ただ、かといってAirbnbが全て正しいと思っているわけでは決してないです。あくまでもこの先、国内プラットフォームがもっと増えてくるということを仮定したり、その中でどうやって安全性を担保していくかを考えたときに、こういったルールを今、提案しているという形です。

滝座長代理 Airbnbの扱うものが結構な数ですね。それが大体正しそうだという思いをしておられますね。それはどういう根拠ですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 正しいとは決して思っていないくて、ただ、あくまでもこれが規制緩和が行われていくという方向性になったときに、やはり国内プラットフォームが新しく生まれたり、私たちの周りでもサービスを立ち上げることは可能で、ただ、そうなったときに全てが本当にプラットフォームとして責任を持って安全性を担保できるかというのに疑問を感じていて、今、一番続いている理由という意味で、参照にさせてもらったにすぎないと考えています。

安念座長 どうぞ。

岡議長 プラットフォーマーの機能について、13ページのガイドラインの3番目に「問題発生時には、プラットフォームが紛争解決に介入する」というアイデアを書いていますね。この「介入する」という、とても苦心された表現になっているのですが、このところで、協会としては、プラットフォームが紛争解決の責任を持つところまで言い切れるのか。あるいは、それは無理なので「介入」というところにとどめておられるのか、その辺の理由を教えてくださいませんか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 今回、こういった形でサービス提供者とプラットフォームの2つにした点についてで言うと、責任の所在は私は双方にあると感じていて、やはり近隣住民とのトラブル、今、起きている外部不経済に対して解決できるのはホスト自身であり、なりわいとして少なからず対価を得ている以上は一定責任を持つことに関しては必要だと感じております。

とはいえ、プラットフォーム側がそういったサービスにおいて責任を全くとらないというスタンスについては疑問を感じていて、そういった意味で私はプラットフォーム側にも責任があると考えております。

「介入する」と書きましたのは、もう本当に文言にすごく悩んで、現状で一番可能性が高いといえますか、可能な範囲内での表現だと「介入する」なのかと思って書きました。

岡議長 それは分かりましたけれども、そうすると、ここの13ページのホストのところにも、「問題発生時には、基本的にはホストが紛争解決の責任を負う」という1行がないと。それがなくて、プラットフォーマーが介入するだけで終わってしまうと、問題が宙に浮いてしまう。今、高橋さんが説明されたようなことだったら、「責任はホストが負います」と言った上で、「プラットフォーマーも解決に介入する」とすればよろしいのではないかと。ホストの責任がなくなってしまうと、介入する人がどこかに逃げてしまえば何も残らないではないかという気がしたものですから。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） ありがとうございます。

滝座長代理 いいですか。

安念座長 どうぞ。

滝座長代理 今、都心部だけでなく、地方は空きがどんどん出ていますね。ああいうのに積極的に参加してビジネスを大きくしようというのが会員のお気持ち、本音ですかね。事業のポテンシャルが大きいということで、皆さんが本気で事業をしようとしているのだと。そうなら、やはりいろいろアイデアを出していただきたい。我々サイドに対してもいろいろなサジェスションというか、こういうルールにしたらどうかというような。

多分そのようなアイデアは、こういう手順にするべきだとか相当議論に出ているのだと思うのですけれども、何か少し手の内を。空き家の問題は大きい問題ですからね。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） はい。おっしゃるとおりです。

地方の方の方がこの問題に関してすごい真剣に考えていて、取り組まれていたりとかする方が多くて、例えば潰れてしまっている蔵であったりとかも、仮にですけれども施設として提供していくことによって、眠っている資源といいますか物が活用できるのではないかという取り組みであったり、あるいは農家民泊、漁業民泊でも半年先まで埋まっている。それも口コミのみでそこまでいっている事例についても聞いていて、そういったことがもっと規制緩和によって行えるのではないかという期待や相談は多いです。

安念座長 そこで、それこそ今日は中間整理を前提としてお話をいただいたのですが、例の厚労省の中間整理では、空き家、空き室については突然管理事業者なる概念がぼこんと出てきて、その管理事業者なるものを介在させることによって利用を促進しましょうということがあるのです。管理事業者というものが一体何であるかははっきり説明されていないのでよく分からないのですが、よく分からない前提で民泊協会さんとしては、管理事業者なるものの介在に関して何か御意見はおありですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 率直に思っている点が、近隣住民とのトラブル、外部不経済の問題を解決できるのは事業者本人であり、サービス提供者が最も行えることでそうすべきだと考えております。

ただ、先ほども指摘があったとおり、責任の所在の問題しかり、万が一何か本当に大きな事故が起きた場合に、死亡事故しかり、火事しかり、マンション自体の評価が下がるようなことが当然あり得るので、そのときに本当に全責任をホスト、いわゆるサービス提供

者ができるかという疑問はあります。

安念座長 松村先生、どうぞ。

松村委員 最初はお願いです。この協会に加盟している正会員の方たちはある意味で既得権益保有者というか既存事業者のわけです。今回の資料は、規制緩和と言いながら今後の参入にかなり高いハードルを課すことによって、今まで自分たちはやっているけれども、他の人たちは必ずしもやっていないことを要件とすることによって、自分たちは事業を広げられるけれども、他からは入ってきて欲しくないというメッセージにもとられかねない。

そのような意図で書いているのではないのは十分分かりますが、そのようにとられないように、なぜそれが必要なのかということの説明が必要ではないか。自分たちがやっているからという説明ではなくて、それがなければこのような社会的な害悪を出すという点をぜひとも説明していただきたい。これがまずお願いです。

次に、具体的な点に関する質問です。要件と書かれているものが、どういう意図なのか実はよく分からない。これは望ましい性質を書いたものなら分からなくはないが、こういうものを具備していないものは今回の規制改革で民泊として認められるべきではないという、事業を展開する上での必要条件として書いている意図がよく分からない。

要件と言われれば当然必要条件と思うのですけれども、どうして必要条件として必要なのか。例えば相互レビュー機能が搭載されることは望ましいことだと思いますし、実際に民泊の主力はこういう感じになるのでしょうか。これがまさに新しいことだと思うのですが、泊まる人たちを評価するというのは望ましい機能を持っているけれども、なぜそれがなければ民泊として新たに、既にあるストックを有効に使うという道を開かれるべきでないのか。望ましい性質というならとてもよく分かる。あるいは自分たちはこういう方向を模索していきますというのならいいのだけれども、何で要件なのか。

あるいは何でSNS上でサービス利用者とコミュニケーションをとらなければいけないのか。電話でやり取りするというのが全面的に排除されなければいけない理由は何ですか。

実際にネットを使わない例はあるけれども、極めて限定的。実際にSNSを使ったビジネスが主力だというのはとてもよく分かるし、協会加盟企業がこれを追及するのは自然だけれど、何でこれが要件、必要条件になるのかというのが分からない。

プラットフォームが紛争に積極的に介入を行うことを、百戦錬磨さんも含めているような方たちが表明されている。ああいうことを念頭に置くとすると、それはとても望ましいことで、そういうことをやっている人が高い評価を受けて、ホストもゲストもみんなそこを選ぶ。ここはこういうことをやってくれるところだから、安心だから、自分もホストとして紛争に巻き込まれたくないから、ちゃんとしたところに登録する動きがでてくることは、とても望ましいことだと思う。

しかし、そこで出てきたような介入が要件というのはどういうことなのか。あるいは必要条件として要求する介入というのはどういうことなのかを、もう少し明らかにしていただけないでしょうか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） 今、御指摘いただいたとおり、多分「要件」という言葉がすごく厳しい表現になってしまったので、少しやり過ぎという表現だと今、御指摘をいただいて思いました。

ただ、こういうふう考えたきっかけとしましては、やはり自分自身がホームシェアリングという形で、例えば自分たちの物件を知らない方に貸し出すということに関しては物すごく抵抗がありましたし、それは協会に参加している方たちも皆さん同様です。自分の生活する場所を見せる。お風呂場しかり寝室しかり全て公開する。私物も見られてしまう。そういった中で踏みとどまらずに実行に至った経緯というのは、サービスプラットフォームに対する安心安全性が担保されているという期待とか、そういった部分があって初めて成り立ったものだと感じていて、これを別の表現で例えるのはすごく難しいのですけれども、これがあることによってサービス提供者が存在して貸し出すことがなされているというふうにはすごく実体験として感じており、これを望ましいものとして掲示させていただいております。

仮に何か起きても知らないよと書いてあったとしたら、私は登録していなかった。あるいはこういったものを利用しようとは思わなかったと感じております。

SNS上の話もおっしゃるとおり、本当に電話でもいいのではないかと思うのですが、例えばそのサービスの特性によっては、SNS機能が搭載されて紐づくことによって一定程度相手のことを知れたりとか、そういった部分で相手の顔が見えたり、相手のことを知れることによって安心が出る。電話だとやはり伝わり得ない情報も多くて、そういった意味ではここにも意味があると感じております。

安念座長 分かりました。おっしゃる趣旨は恐らくこういうことでしょうか。「2.中間整理への意見概要」の「要件」という言葉ですが、仮に今後民泊が一定程度解禁されるとして、ここで言う要件というものを備えていないと認めるべきでないというほど強いことをおっしゃっているわけではなくて、一般に世の中に受け入れられるであろう民泊というのはこういうものだろうという実体験に基づいた御趣旨ということで理解すればよろしいですか。

一般社団法人民泊協会（高橋代表理事） すみません。どうしても私たち当事者の観点から伝えられることを伝えたいという思いで、少し過激な表現にはなりましたが、思いとしてはそういったところにあります。

安念座長 分かりました。ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

いろいろ教えていただきまして、大変啓蒙されました。どうもありがとうございました。

民泊サービスについては当規制改革会議で重要なテーマとして話し合っておりまして、本ワーキング・グループとしても答申の取りまとめに向けて引き続き検討を進めてまいりたいと思いますので、今後とも御協力、御教示を賜りたいと存じます。

今日は、本当にどうもありがとうございました。

(一般社団法人民泊協会関係者退室)

(警察庁関係者入室)

安念座長 議題2の「風営法規制の見直しについて」、警察庁さんからヒアリングを行います。

本件は重点的フォローアップ項目であり、本日はその措置状況として改めて規制見直しの内容についてお聞きするとともに、都道府県における条例改正の状況について御説明を伺いたいと存じます。

警察庁生活安全局保安課の小柳課長から、資料2に基づいて御説明をお願いいたします。

警察庁(小柳課長) 警察庁保安課長の小柳と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、改正風営法やその下位法令等の改正の概要、改正風営法の施行に伴いまして各都道府県により改正をされました風営法施行条例の概要について御説明を申し上げます。

まず1ページ目の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要」と題する青色の資料を御覧いただきたいと思います。

本法の概要はこの資料に記載のとおりでございますけれども、主な内容といたしましてはダンス自体に着目した規制を改めまして、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、特定遊興飲食店営業の制度を新設いたしまして、深夜に客に遊興と飲酒をさせる営業を許可制のもとで認めることとしたものでございます。

この営業につきましては、改正内容の2点目に記載のとおり、人的欠格事由を設けるほか、営業地域、営業時間、年少者の立ち入らせ等について必要な制限を設けてございます。

また、深夜に酔客が迷惑行為を行うなどの問題の発生が懸念されることから、良好な風俗環境の保全を図るための規定を整備いたしまして、深夜、営業を行う者に対しまして、客の迷惑行為の防止や苦情処理に関する義務を課すほか、警察、営業者、地域住民等から成る協議会に関する規定を設けてございます。

2ページは風営法施行令等の下位法令の改正についてでございます。昨年10月のワーキング・グループで案として御説明をしたものから実質的な変更はございませんので、主要な内容や条例と関連する部分について御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。これは風営法施行令の改正の概要でございます。改正風営法によりまして新設をされます特定遊興飲食店営業につきましては、まず政令で営業可能な地域の基準を定めまして、その基準に従って都道府県が条例で具体的な地域を指定することとなります。

その基準といたしまして1.の(1)のアに記載のとおり、風俗営業等の営業所が密集をしております繁華街や、逆に夜間人口が少ない地域を定めることといたしております。

イに記載のとおり、住宅街の中やその周辺地域、病院の近隣等では営業の許可を出してはならないことといたしております。

4ページ目でございますが「特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定のイメー

ジ」と題する資料を御覧ください。

左側は繁華街のイメージ図でございます。図の中のオレンジ色の枠で囲まれた地域が営業可能なエリアでございますけれども、濃い青色の住居集合地域では営業不可でございます。住居集合地域から一定の距離、図ではXメートルと表示をしておりますが、Xメートル以内の水色のエリアも営業が不可ということでございます。

ただし、オレンジ色の斜線の地域でありますけれども、これは繁華街の中に存在する幹線道路沿いの地域でございます。もともとにぎわっていることから、住居集合地域に隣接していたとしても例外的に営業が認められるところでございます。

右側の図であります。これは夜間人口が少ない地域でありまして、こちらは繁華街のようににぎわっているわけではないため、幹線道路沿いの特例は設けないことといたしております。

3ページにお戻りください。1.の(2)に記載のとおり、早朝の通勤・通学者等を酔客の迷惑行為等から守るため、条例によりまして朝5時から10時までの範囲で営業時間を制限できることといたしております。

5ページを御覧ください。こちらは風営法施行規則の改正の概要でございます。風営法は10ルクス以下の照度で営まれる飲食店を風俗営業と位置付けておりまして、また、風俗営業等に対しまして、客室内で一定程度の照度を維持するように義務付けているところでございます。規則において照度の測定方法を規定してございます。

6ページ目の特定遊興飲食店営業の「照度の測定場所のイメージ」と題する資料を御覧ください。左側の図であります。これがいわゆるクラブやディスコでございます。濃い紫色のダンススペースでありますけれども、ここでは照明を明滅させることが通常でございますので、原則としてここは照度の測定場所とはせず、飲食用の客席のみで照度を測ることといたしております。

なお、その場合に飲食用の客席を極端に狭くして、そこだけ照明をつけて店内のほとんどを真っ暗にして遊興をさせるような、いわば脱法的な営業が出てくることも考えられますので、そうした営業が風俗営業としての規制を逃れることのないよう、飲食用の客席の面積が客室の面積の5分の1以下の場合には、例外的に遊興スペースも照度測定の対象とすることといたしております。

右側であります。これはいわゆるショーパブの形態でございます。このような業態では飲食用の客席のみで照度を測ることとしつつ、ショーの最中には客席の照明を暗くすることが通常であるという実態を踏まえまして、一時的に暗くするだけであれば低照度飲食店には当たらないということを解釈運用基準で示しているところでございます。

7ページ目を御覧ください。国会での改正法案の審議の際に特定遊興飲食店営業に該当する営業形態はどのようなものかということが議論になったところでございます。このため解釈運用基準の中に特定遊興飲食店営業の解説を詳細に記載しております。

概要であります。まず1つ目の箇条書きのとおり、特定遊興飲食店営業は、深夜・遊

興・飲酒の3要素を全て満たす営業に限られるものでございます。したがって、遊興させる飲食店であっても午前0時以降は遊興のサービスを提供しないものでありますとか、午前0時以降は酒を出さないといったものがありますれば、そもそも特定遊興飲食店営業には該当しません。

2つ目の箇条書きのとおり、遊興とは、営業側側の積極的な行為によって遊び興じさせることを指すものでございます。

ショーや演奏の類いを客に見聞きさせる鑑賞型のサービスにつきましては、鑑賞するよう客に勧める行為ですとか、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は遊興に当たるものでございます。他方、例えば単にテレビの映像や録音された音楽を流すだけの場合は遊興に該当しないこととなります。

客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型のサービスにつきましては、遊戯等を行うよう客に勧める行為であるとか、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等が遊興に該当するものでございます。他方、客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、客の遊戯に対して営業側が何の反応もしないといった場合は遊興には該当しないこととなります。

以上が下位法令の概要でございます。

8ページを御覧ください。各都道府県では改正風営法の施行に伴いまして政令の基準に基づいて条例を改正しておりまして、いずれの県においても既に可決され、公布をされているところであります。その概要について御説明をいたします。

「1. 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定」についてであります。記載のとおり多くの県では風俗営業の営業延長許容地域と同一の地域を指定しているところであります。

「2. 特定遊興飲食店営業の営業地域・営業時間制限」についてでございます。記載のとおり多くの県では全域で午前5時から午前6時までの営業を禁止しております。

「3. ゲームセンター等営業の年少者の立ち入らせ制限」でございますが、これは特定遊興飲食店営業に関するものではございませんけれども、今回の風営法の改正ではゲームセンター営業の年少者の立ち入らせにつきまして規制を緩和しているところでございます。それについての年少者の立ち入らせ制限の条例の状況であります。記載のとおり多くの県では年少者の立ち入らせ制限の時間については午後6時といたしてありまして、午後6時以降、午後10時前の時間におきましては保護者の同伴を求めなければならないことといたしております。

「4. 風俗環境保全協議会設置地域の指定」でございます。「風俗環境保全協議会」と申しますのは、今回の改正で新しく設けたものでありまして、条例で定める地域ごとに警察署長、風俗営業特定遊興飲食店営業の管理者、地域住民で構成をいたします協議会で、その地域の風俗環境の保護、保全のための協議等を行うというものでございます。

この指定の状況であります。記載のとおり多くの県では特定遊興飲食店営業の営業所

設置許容地域と同一の地域を指定してございます。

最後に、今般の風営法の規制の見直しでございますが、平成26年6月24日の規制改革実施計画におきまして重点的フォローアップ項目とされておりますが、現在までの措置状況についてまとめて御説明を申し上げます。

平成26年に開催されました有識者会議におきまして、ダンスに係る風営法規制の見直しについて検討が行われて『ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書』が取りまとめられました。これを受けまして飲食を伴いダンスをさせる営業について、その規制を見直すことが妥当であるとの結論が得られたことから、先ほど御説明したこと等を内容とする風営法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。

昨年6月24日には本法が公布されましたほか、下位法令につきましては昨年11月13日に公布をされまして、本年6月23日に施行される予定でございます。

なお、本年の3月23日から特定遊興飲食店営業の許可申請が開始されているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構です。御発言をください。

最初に伺いますが、特定遊興の先行申請というか既に始まったところですけども、その中で問い合わせとか、照会とか、例えばそれこそ特定遊興の意味がよく分からないとか、そのような状況を都道府県からお聞きになっているということはありますか。

警察庁（小柳課長） 今のところ特に具体的にそういった問い合わせがあったとか、分からないとかという声があったということは全く入ってございません。

安念座長 それは結構でした。

いかがでしょうか。

私ばかり伺ってなんなのですが、最後に条例の制定状況について御説明をいただきましたが、「多くの県では」というのは、政令どおりではないというか、ちょっと違う県もあるにはあるということですか。

警察庁（小柳課長） いえ、いずれも政令の基準に従ったものであるのですけれども、細かいところで内容が異なっておりまして、例えば特定遊興飲食店営業の営業時間の制限で、多くの県では午前5時から6時までなのですけれども、例えば禁止時間を6時から9時にしているとか、5時から6時ではなくて地域の実情に応じてバリエーションが幾つか見られる。

ゲームセンターについてもしかりでございますが、細かくは時間の設定が県によって異なっているというところでありまして、典型的に多いものについて表示をさせていただいたところでもあります。

安念座長 そういうことですか。

5時から9時という設定の仕方は、通学、通勤の時間とダブらないようにとかそういう

配慮ですかね。

警察庁（小柳課長） そうだと思われます。

法律政令の趣旨としては地域ごとに、例えばこの地域は幼稚園があって、8時から10時までが通勤者が多いとか、オフィス街の近くで通勤者が7時ぐらいに多いとか、そういった地域の事情に応じて時間設定をしていただくというのが趣旨でございますので、そういったことを各都道府県で勘案して時間を具体的に定めたと考えております。

安念座長 分かりました。

ほかに何かありましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

滝座長代理 いいですか。

安念座長 どうぞ。

滝座長代理 ダンスのことを外したのは、実際にオリンピックに向けての要素を取り入れる前向きな考え方を実行していただいていると思っておりますが、今までと何か差というか、よかったとか悪かったとか、随分警察との距離が近くなったとか。

違法行為をしていますといろいろな意味で万が一のときに通報しにくかったりしている要素も今までありましたね。そういうものの風通しが非常によくなったとか、そういうことはあまりないですかね。

警察庁（小柳課長） 今回、下位法令を作るに当たってもいろいろな事業者の方と継続的に話し合いをしていく状況がありまして、一応その中で相互の思いというのはそれなりに理解が進んだのではないかと考えております。

我々の目から拝見をしております、事業者団体も非常に組織されてきて、いろいろ自主規制に取り組んでいこうとか、これから自分たちもまちづくりの一員としてやっていこうというふうに考えてくれる人たちも結構現れていて、我々の治安維持とか風俗環境の保持とかいった面からも期待ができるところも出てきているのかというふうに、今回の一連の過程を通じて感じたところであります。

滝座長代理 ある意味で管理するというよりは、一緒にまちづくりをやろうみたいなムードが出てきていると理解してよろしいですか。

警察庁（小柳課長） そうですね。施行をしてみないとまだ分からないというのがあるのですけれども、例えば「風俗環境保全協議会」です。先ほど申し上げたようなところが地域でうまく機能してくれるとまさにいい方向にいくのではないかと期待できるところはございます。

岡議長 いいですか。

安念座長 どうぞ。

岡議長 ありがとうございます。

もともとこのテーマを取り上げたときには、極端なケースではダンス教室もだめみたいな議論もあって、ダンスに対する考え方が何十年前と今日では大きく変わったというところ

るから入っていったわけですが、そのところはきちんと対応していただいて、かなり今日的に変えていただいたなと思います。

ただ、いわゆる「特定遊興」の中にダンスも含んだ形のものが新たに規定されて、いろいろな意味での制約がまだ残っていますが、これは広い意味の「遊興」、しかも酒を含んだ飲食をともにやるというところで縛られているので、このところは常識的な範囲内なのかという気もいたします。

あとは、6月から実際に施行されて、業者の皆さんから、何か前より窮屈になったという声でも出てくるとまずいという気がいたしますので、引き続ききちんと見ていかなければいけないかと思いますが、今日までのところは、非常に前向きに対応していただいたと思います。ありがとうございました。

安念座長 それでは、よろしゅうございますか。

本件については顧みますと、もう2013年の秋から手がけて2年半、私自身も座長として、さすがに自分の半生をささげたとまでは申しませんが、随分深くコミットする機会をいただいたと思っております。会議もたしか9回開いたわけです。

最初のうちはどういう方向でまとまっていくのかよくわかりませんでしたが、本当に警察庁さんに非常に御尽力をいただいて、開放すべきところは開放し、規制すべきところは規制し、かつ言葉の概念も次第次第に明確になっていくという大変ポジティブな方向を取ることができまして、非常に感謝しております。一連の御尽力に対して本当に敬意を表する次第です。

今後はもちろん、このようなことは私が申し上げるまでもないですが6月に法施行ということになりますので、その御準備にはおさおさ怠りないということと存じますが、施行後も適切に運用状況の把握に努めていただきたいと願っております。

また、事務局において必要に応じて情報提供等をお願いすることがあるかもしれませんので、そのときには御教示を賜りたいと存じます。

本当にどうもありがとうございました。